

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目6番3号
株式会社 イメージワン
代表取締役社長 島 岡 潤

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年12月27日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都品川区大崎1-11-1
ゲートシティ大崎 ゲートシティホール ルームC
当社は2022年4月に、本店を東京都新宿区から東京都品川区に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしました。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第39期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.imageone.co.jp>) に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

以 上

-
1. 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.imageone.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度より、2022年5月に設立した株式会社ワン・サイエンスを連結の範囲に含めております。このため、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前期との比較分析は行っておりません。

① 全般の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和し、持ち直しの動きが継続しております。経済社会活動においても正常化が進み、景気が持ち直していくことが期待されますが、世界的な金融引締めに伴う影響やそれに伴う急激な円安進行、原燃料価格の高騰、半導体不足、ウクライナ情勢の長期化による影響が懸念されており、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境といたしましては、主要分野であるヘルスケア領域において、政府・総務省が推進する医療ICT政策にて「ネットワーク化による情報の共有・活用」「医療等データの利活用」が挙げられており、また、2021年9月に新設されたデジタル庁の医療分野構想においても「オンライン診療の原則解禁」等も発表されております。これらの実現の為に当社主要販売商品であるクラウド型電子カルテ、医療用画像管理システムは必須アイテムとなっております。また新型コロナウイルスの新たな変異株出現により、PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス関連商品の需要もより一層高まっております。今後も新型コロナウイルスによるPCR検査の需要が見込まれることから商品の販売だけでなく受託検査機関を設けるべく当社100%子会社である株式会社ワン・サイエンスを2022年5月に設立いたしました。

地球環境領域においては、日本国内において、2050年までに温暖化ガスの排出量を全体として実質ゼロにする政府目標が示されております。再生可能エネルギーの積極的活用を図るため規制の緩和や普及促進を見込んだ制度変更、また、エネルギー基本計画において再生可能エネルギーの主力電源化の検討が開始されていることにより、当社再生可能エネルギー分野の社会的需要は今後も高まるものと考えられます。

トリチウム除去事業においては、東京電力ホールディングス株式会社からトリチウム除去技術に関する公募の二次評価結果の連絡が2022年3月中旬に届き、「評価基準を満たすと判断しました。」との内容でした。二次評価後のプロセスとなるフィージビリティスタディ（実行可能性調査）をスタートさせてお

ります。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高3,431,612千円、営業損失264,873千円、経常損失316,506千円、親会社株主に帰属する当期純損失341,513千円となりました。

② セグメント別の状況

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業の当連結会計年度業績は、売上高2,765,412千円、セグメント利益162,331千円となりました。

当セグメントの業況といたしましては、メディカルサプライ事業においては、医療用グローブ、PCR検出試薬、抗原検査キット等の受注活動により、予算を大きく上回る売上計上をしており、業績に大きく寄与しています。メディカルシステム事業における『PACS』（医療用画像管理システム）及び『i-HIS』（クラウド型電子カルテ）は、当連結会計年度の予算には未達ではありますが、一定の売上計上は出来ました。

メディカルシステム事業の新たな製品として、医療機関のDX化が注目を集める中、統合viewer・医用文書スキャンシステムが加わりました。統合viewerは一画面で患者様の情報が俯瞰できるため情報を探す手間が省け、業務の効率上がり、医療従事者の働き方改革にも役立つシステムになります。院内に紙媒体で散見する医用文書をファイリングできる医用文書スキャンシステムは、患者様の同意書や各種検査の検査結果用紙などの医用文書にタイムスタンプを付与し原本としてデジタル保存することで膨大な紙文書の保管から解放（ペーパーレス化）を実現いたします。来期以降も医療ITの進化と共に新しいサービスを提供してまいります。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業の当連結会計年度業績は、売上高666,199千円、セグメント損失79,276千円となりました。

当セグメントの業況といたしましては、エネルギー事業として、販売目的の太陽光発電の東北2案件の売却を第2四半期累計期間に計上しております。また、売電収入目的で太陽光発電所を取得しており、継続して安定した収益を確保出来る状況ではありますが、販売費及び一般管理費を吸収するほどの利益を確保する事は出来ませんでした。

GEOソリューション事業については、当社が販売するPix4D社製の三次元画像処理ソフトウェア『Pix4Dmapper』は堅調に推移し、商材の拡販や代理店販売も好調であり、利益も確保出来ている状況にあります。また、地理空間情報や三次元画像処理による大型設備の保守メンテナンスや、AIを活用したソリ

ーションサービス事業に関しては多種多様な業界からあらゆる要望がきており、成長の見込めるマーケットになります。

2021年12月より新設したESG事業は、EVマーケットの中から派生した再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業内容となり、当連結会計年度では10カ月間ですが、毎月堅調に売上計上の積み上げが出来ました。事業活動は順調に開始出来ていることから、来期以降も堅調に寄与していくものと期待されます。

トリチウム除去分野では、トリチウム分離技術実装プレパイロット装置の製作を創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と共同で進めております。東京電力ホールディングス株式会社より依頼されている二次評価の次のステップとなるフィージビリティスタディで求められる「提案社の技術能力および処理能力達成可能性」「廃棄物等」「運用性」「法令適合性等」「その他」の検討項目を明確にした実証試験に関する提案を行うことと、その更に次のステップとなる「福島第一原子力発電所構外における小規模実証試験」での使用を目的としています。また福島原発のALPS処理水だけでなく、世界の重水炉等で大量に発生するトリチウムの分離と再利用を目指しております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は802百万円で、主な内訳は、地球環境ソリューション事業の機械及び装置737百万円、全社共通の建物附属設備29百万円であります。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度において、2022年9月12日発行の第三者割当に伴う新株発行により306百万円、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行により11百万円及び12百万円の資金調達を行いました。

⑤ 重要な企業再編等の状況

当社は2022年5月に100%子会社として株式会社ワン・サイエンスを設立いたしました。

(2) 対処すべき課題と翌期（第40期：2023年9月期）の事業計画
（対処すべき課題）

1) 安定利益確保の体制構築

従来へのヘルケアソリューション事業において、これまでの主軸である電子カルテ事業、周辺システム等を医療機関の幅広い部門に導入し、導入後も保守サービス等による安定的な収益を確保していくビジネスモデルは、競合激化により既に変革期にあることを踏まえ、これからの事業拡大に向けた取組みとして、医療機関のニーズが高いシステム領域を絞り、採算重視の効率的な営業活動による販路拡大が推進していくことを目指してまいります。加えて、昨年度から本格的に展開してきたメディカルサプライ分野の販売において、消耗品の取扱い品目を増やすだけでなく、医療機器等のモダリティ分野へ領域を拡大していくために、安定的な調達体制及び販売体制を構築してまいります。長期的な収益モデルとなるレンタル事業の売上拡大を継続的に実施して安定的な利益確保の体制を構築してまいります。

一方、販売管理費等コストについては、採算性、効率性を最重要課題として、費用の内容を徹底的に再検証することで、大幅なコスト削減を実施し、安定的な黒字を継続的に計上できるよう注力してまいります。

2) キャッシュ・フロー経営の徹底と財務体質の強化

一定の流動性のある在庫を確保しつつ販売回転率を向上させたキャッシュ・フロー経営の徹底を図ってまいります。また、将来の投資につきまして、長期的な投資については、投資案件の内容を十分に精査し、慎重に対応していくと同時に、短期的に収益貢献できる案件を選別して投資をしていくことで、グループの企業価値最大化に向けた取り組みを実施してまいります。

3) 新規事業の創出による収益基盤の早期確立

当社グループでは、ヘルスケアソリューション事業と地球環境ソリューション事業を軸として事業を展開しておりますが、引続きこれまでの事業展開で培った経験を活かし、新たな関連事業を発掘、創出することで、事業領域拡大に向けた取組みを強化してまいります。そのために、関連事業のM&Aを積極的に活用して、グループ企業経営の拡大を模索してまいります。

(翌期の事業計画)

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業は、主力の医療用画像管理システム（PACS）事業、電子カルテ事業などのメディカルシステム開発および販売について重点的に取り組みを実施しておりますが、2022年9月期においては医療用グローブ、抗原検査キットを始めとした物販事業についても大きく寄与いたしました。

メディカルシステム分野では、引き続き既存顧客の保守・販売展開を進めてまいります。昨今ランサムウェア等の医療機関へのサイバー攻撃の脅威が増す中、カルテ情報や医療用画像のバックアップをクラウドVNAでお預かりすることで早期に医療再開するなど、益々、医療情報クラウドサービスの需要が高まり、当事業では総合的なシステム体制のコンサルティング業務にも力を入れ販売力強化にも注力してまいります。

医療機関のDX化が注目を集める中、クラウド統合viewer・医療用文書スキャンシステムなどの新たなシステムを活用しながら、これまでに医療業界で培った経験をもとに、医療機関の業務全体の効率化が図れるような医療情報システム全般の提案から選定および導入ならびに安定稼働までトータルのサポートしてまいります。

メディカルサプライ分野では、従来の医療用商材の販売強化を行うとともに、新規事業であるクリニック及び健康診断施設等の新規開業の引き合いが増加傾向にあるため人員を強化し展開を進めてまいります。

2022年1月31日「シーメンスヘルスケア株式会社との業務提携に向けた基本合意書の締結に関するお知らせ」にて開示しております「Medical-ConneX」においては、シーメンスヘルスケア社に発注済みであり、CT装置と生化学・免疫装置を同時搭載した移動型医療ソリューション（Advanced Mobility Solution）「Medical-ConneX（メディカル・コネクス）（シーメンスヘルスケア株式会社登録商標）」が2023年9月期に完成を予定しております。「Medical-ConneX」は、災害医療、離島僻地医療等の社会課題解決に向けた新しい取り組み等の事業展開を開始してまいります。

また、2022年5月に設立した株式会社ワン・サイエンスにおいて新たな取組として臨床検査受託事業を開始しており通期で寄与してくること、今後は訪問看護事業においても取り組むべく準備を進めております。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業につきましては、原子力関連事業、ESG事業、GEOソリューション事業を主軸に今後も展開してまいります。

原子力関連事業のトリチウム分離除去プロジェクトについては、日本国内における東京電力ホールディングス株式会社より依頼されている二次評価および

小規模実証実験へと進めてまいります。一方、2022年9月に国際開発事業を開始しており、国際原子力機関（IAEA）主催のシンポジウムに参加、展示会出展を行い、トリチウム分離技術ならびに耐放射性カメラ等の海外への販売展開が始まっており海外での事業活動も強化してまいります。

2021年12月よりESG事業を立上げ開始しておりますが、再生EVバッテリーを事業用のポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業は、安定的に事業拡大しております。また、販売強化してまいりました光触媒付き空気清浄機ALCURE事業もコロナ禍において堅調に推移、その他のESG関連商材も販売予定であり、今後の事業拡大に大きく寄与する見込みです。

GEOソリューション事業については、建設・土木・測量分野で多くの導入実績のあるPix4D社製ソフトウェアPix4Dmapperは、ドローンを用いた写真測量分野で引き続き堅調に推移をすると見込んでおります。また同社の次世代の画像処理ソフトウェアPix4Dmaticや、スマートフォン等のモバイル端末を使用し、ドローンが利用できない環境で簡便に計測を実現できるviDoc RTKroverや、三次元モバイルハンディースキャナ、これら製品の利活用に関する人材育成など、地理空間情報に関連した独創的で新規性のある商品やサービス事業を拡大してまいります。

これらを踏まえて、2023年9月期の業績見通しにつきましては、売上高4,358百万円（当期比27.0%増）、営業利益139百万円（当期は264百万円の損失）、経常利益127百万円（当期は316百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益69百万円（当期は341百万円の損失）を見込んでおります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第36期 (2018.10.1～ 2019.9.30)	第37期 (2019.10.1～ 2020.9.30)	第38期 (2020.10.1～ 2021.9.30)	第39期 (当連結会計年度) (2021.10.1～ 2022.9.30)
売 上 高 (百万円)	—	—	—	3,431
経 常 損 失 (△) (百万円)	—	—	—	△316
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	—	—	—	△341
1株当たり当期純損失 (△)	—	—	—	△33円30銭
総 資 産 (百万円)	—	—	—	3,222
純 資 産 (百万円)	—	—	—	2,633

(注) 第39期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第36期 (2018.10.1～ 2019.9.30)	第37期 (2019.10.1～ 2020.9.30)	第38期 (2020.10.1～ 2021.9.30)	第39期 (当事業年度) (2021.10.1～ 2022.9.30)
売 上 高 (百万円)	1,879	1,979	2,435	3,431
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	692	△583	△413	△276
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	243	△601	△503	△330
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	36円80銭	△81円67銭	△55円44銭	△32円27銭
総 資 産 (百万円)	3,429	2,248	2,949	3,230
純 資 産 (百万円)	1,902	1,884	2,644	2,643

(4) 主要な事業内容

(ヘルスケアソリューション事業)

- ・医療画像保管・配信・表示システム『PACS』の開発・販売
- ・放射線部門情報システムの開発・販売
- ・病院内医療画像ネットワークシステムの開発・販売
- ・遠隔地の医療機関と中核病院の画像読影専門医を結ぶインフラを提供する遠隔画像診断支援サービスの提供
- ・クラウド型オーダーリング電子カルテ『i-HIS』の販売

- ・核医学検査の線量管理システム『onti』の販売
- ・統合viewer、医用文書スキャンシステムの販売
- ・検査用備品・医療用消耗品の販売
- ・臨床検査等受託業務

(地球環境ソリューション事業)

- ・UAV（小型無人飛行機）の販売・撮影計測サービスの提供
- ・携帯型分光放射計の輸入販売・計測サービスの提供
- ・『Pix4Dmapper』（自動オルソモザイク&3D処理ソフトウェア）の販売・計測サービスの提供
- ・再生可能エネルギー事業の企画、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務

(5) 主要な事業所

① 当社

名 称	所在地
本社	東京都品川区
北海道営業所	北海道札幌市中央区
東北営業所	宮城県仙台市青葉区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
九州営業所	福岡県福岡市博多区

② 子会社

名 称	所在地
株式会社ワン・サイエンス	東京都品川区

(注)株式会社ワン・サイエンスは2022年5月18日に設立しております。

(6) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ヘルスケアソリューション事業	30名	—
地球環境ソリューション事業	8名	—
全社共通	10名	—
合計	48名	—

(注) 1. 第39期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

2. 全社共通として記載されている従業員数は管理部門に所属している者であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名	2名減	44.1歳	5.8年

(7) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社北都銀行	50,000千円
株式会社商工組合中央金庫	46,535千円

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ワン・サイエンス	10,000千円	100.0%	受託検査業務 (ヘルスケアソリューション事業)

(注)株式会社ワン・サイエンスは2022年5月に当社100%子会社として設立しました。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2022年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,729,062株（自己株式74,538株を除く。）
- ③ 当事業年度末の株主数 7,069名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社タイズコーポレーション	1,046,000株	9.7%
株式会社ユニ・ロット	745,000株	6.9%
エコ・キャピタル合同会社	684,100株	6.4%
株式会社SBI証券	608,419株	5.7%
楽天証券株式会社	585,800株	5.5%
松井証券株式会社	529,800株	4.9%
株式会社ジェンス	368,700株	3.4%
株式会社DMM.com証券	200,700株	1.9%
伸和工業株式会社	148,100株	1.4%
野村證券株式会社	132,700株	1.2%

(注) 持株比率は、自己株式（74,538株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
2022年9月12日を払込み期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数は、500,000株増加いたしました。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第11回新株予約権及び第12回新株予約権

当社は、2022年8月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議し、2022年9月12日に本新株予約権に係る発行価額の総額23,775千円（第11回新株予約権11,475千円、第12回新株予約権12,300千円）の払込が完了いたしました。

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
新株予約権の数	15,000個	15,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 1,500,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 1,500,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき765円	新株予約権1個につき820円
新株予約権の行使価額	1株当たり764.5円	1株当たり1,112円
新株予約権の行使期間	2022年9月13日～ 2024年9月12日	2022年9月13日～ 2024年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	1. 資本金1株当たり387円 2. 資本準備金1株当たり385.15円	1. 資本金1株当たり561円 2. 資本準備金1株当たり559.2円
行使の条件	(注) 1, 3	(注) 1, 2, 3
割当先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 12,000個 MAP246 Segregated Portfolio 3,000個	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 12,000個 MAP246 Segregated Portfolio 3,000個

(注) 1. 新株予約権の一部行使はできない。

2. 割当予定先は、制限超過行使を行うことができず、当社は、割当予定先による制限超過行使を行わせません。

3. その他の条件については新株予約権者と締結した「第11回新株予約権割当契約書」「第12回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項（2022年9月30日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
島岡潤	代表取締役社長	ヘルスケアソリューション事業部 事業部長 (株)ファールアウト取締役 ジャパンヘルスケアサービス(株)取締役
新井智	取締役	地球環境ソリューション事業部 事業部長
野村眞一	取締役	(株)アセットプロデュース代表取締役
川倉歩	取締役	(株)ジェンス代表取締役
菊本雅文	取締役	(株)ブラフ代表取締役
岡山愛	取締役	(株)ファールアウト IFA事業部 内部管理責任者
水谷啓吾	取締役（監査等委員）	水谷啓吾公認会計士事務所代表
三橋信一郎	取締役（監査等委員）	(株)野ばらコンサルティング代表取締役
市橋卓	取締役（監査等委員）	O M M 法律事務所

- (注) 1. 取締役岡山愛氏、水谷啓吾氏、三橋信一郎氏、市橋卓氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 監査等委員市橋卓氏は、弁護士の資格を有しており、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。水谷啓吾氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。三橋信一郎氏は、金融業界で培った幅広い経験と企業経営者としての豊富な知識及び経験が豊富であります。なお、当社は取締役水谷啓吾氏、三橋信一郎氏、市橋卓氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2021年12月20日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって、立花和幸氏は取締役（監査等委員を除く）を、林敦氏は監査等委員である取締役を退任いたしました。

② 取締役の報酬等の額

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年10月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の報酬等の額については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役で区分し、それぞれ株主総会において承認された報酬総額の限度額内で、各取締役の果たすべき責務の評価・業績を勘案しながら取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針について原案を代表取締役が作成しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 報酬に関する基本方針

当社取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成している。

b. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

当社の取締役の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

該当事項はありません。

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

e. 金銭報酬及び非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬の支給時期等については、決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給する。一方、非金銭報酬の支給時期等については、取締役会の決定によるものとする。

g. 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、実績等に応じて決定する。また、決定した個人別の報酬額については、代表取締役が監査等委員である取締役へ説明を行うものとする。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第34回定時株主総会において、年額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（監査等委員である取締役を除く。）です。また、取締役に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有をはかることを

目的として、2019年12月23日開催の第36回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、年額30百万円の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する譲渡制限付株式報酬制度の導入について承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（監査等委員である取締役を除く）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第34回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長の島岡潤が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬の額を決定しております。

その権限の内容は、株主総会の決議および取締役会の決議による委任の範囲で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬の額を決定します。

これらの権限を委任した理由は、当社の経営状況や財務状況を総合的に判断し、各取締役の経営への貢献度の評価を行うのは、代表取締役が適していると判断したためであります。

4. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連 動報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	49,590 (1,800)	46,440 (1,800)	— (—)	3,150 (—)	7 (1)
監査等委員 (うち社外取締役)	10,500 (10,500)	10,500 (10,500)	— (—)	— (—)	4 (4)

(注) 1. 報酬等の額には、2021年12月20日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名および監査等委員1名に対する報酬等の額を含めております。

2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

③ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社は、社外取締役（監査等委員）市橋卓氏が参画しているOMM法律事務所と法律顧問契約を締結しております。

社外取締役（監査等委員）水谷啓吾氏、社外取締役（監査等委員）三橋

信一郎氏、社外取締役 岡山愛氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	岡 山 愛	2021年12月20日に選任以降、取締役会14回のうち全てに出席し、証券会社および事業会社での幅広い経験とグローバルに精通した豊富な見識に基づき、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただくなど、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
社外取締役 (監査等委員)	水 谷 啓 吾	当事業年度開催の取締役会17回のうち全てに出席し、監査等委員会12回のうち全てに出席し、公認会計士としての見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
社外取締役 (監査等委員)	三 橋 信 一 郎	2021年12月20日に選任以降、取締役会14回のうち全てに出席し、監査等委員会10回のうち全てに出席し、金融業界で培った幅広い経験と企業経営者としての豊富な見識に基づいた監査・提言を行うなど、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
社外取締役 (監査等委員)	市 橋 卓	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、監査等委員会12回のうち11回に出席しました。弁護士としての専門的見地から、適宜有益な意見を述べており、適切な助言及び提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、監査等委員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び国内子会社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は当社が9割、各被保険者がそれぞれ1割を負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害賠償額が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 フロンティア監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に会社法第340条第1項各号（下記）のいずれかに該当する事由が認められる場合は、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案することといたします。

会社法第340条第1項各号

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
2. 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2017年12月20日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

会社法第399条の13第1項第1号、及び会社法施行規則第110条の4に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員会設置会社として取締役会の監督機能と監査等委員会の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

そして、取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。

また、監査等委員会は、法令、定款及び「監査等委員会規則」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「社員行動基準」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度規程」など、コンプライアンスに係る諸規程を周知徹底させることにより、法令遵守、企業倫理の確保に努める。

また、コンプライアンス上の課題の解決は、「コンプライアンス委員会」がこれを行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「I S M S 関連規程」に従って適切に保存・管理するとともに、取締役、監査等委員会、会計監査人が閲覧可能な状態を維持する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響する重要事項の決定については、法令、定款、及び社内規程等に基づき、取締役会で厳正な審査を行う。

また、経営環境や事業の変化に応じたリスクの見直し及び低減策の検討等を毎年定期的に行うことで、リスクの発生を未然に防ぎ、万が一リスクが発生した場合には、迅速に「リスク管理委員会」を招集して的確な対応策を決定する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために、月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

また、取締役会規程及び組織規程などにより職務権限及び意思決定ルールを明確化し、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

⑥ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の主要な日常業務については、稟議・決裁権限及び会計に関する手続において当社に準じた運用を行なっております。その他の子会社業務についても適宜報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行っております。

⑦ 子会社の損失の危機に関する規定その他の体制

当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える。

⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたりるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

⑨ 子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款に基づき、適正に会社運営を行うため、社員行動基準の他、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、諸管理規程等の規程類を定め、取締役及び使用人はこれらの規程類に則り職務を遂行する。

⑩ その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業の独立性を保持しつつも、当社の企業集団に属する立場から、法令等の遵守に関する子会社の規程だけでなく、当社の規程にも沿った内部統制システムを構築し、業務を執行する。

⑪ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮から独立した使用人を置くことができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な指揮命令を受けた場合はその指揮命令に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。

⑫ 当社及び子会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行わ

れることを確保するための体制

取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。

監査等委員である取締役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を読覧し、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人に説明を求めることができる。

また、監査等委員会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じ内部監査部門に調査を求めることができる。

- ⑬ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」では、「内部通報制度」についても規定し、取締役（監査等委員であるものを除く。）、使用人等のコンプライアンス違反を認識した場合には、「コンプライアンス委員会」に通報しなければならないと定めており、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けている。

- ⑭ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門機関を活用することができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

(内部統制システム全般)

当社の代表取締役社長を委員長とする内部監査委員会が中心となり、内部統制システム全般の整備・運用状況についてモニタリングを行っています。また、内部監査委員会は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

(重要な会議の開催状況)

取締役会を17回開催いたしました。取締役会には、常に監査等委員である社外取締役が出席し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確認しております。その他、監査等委員会を12回、コンプライアンス委員会を1回開催しました。

(監査等委員である社外取締役の職務執行の状況)

監査等委員である社外取締役は、当社の代表取締役、取締役及び担当部門長等と適宜面談を実施しました。また、監査等委員会は、会計監査人との間で意見交換を実施し、さらに、内部監査委員会の行った「財務報告に係る内部統制

の有効性の評価」にも立会い、実施状況を確認しました。

(反社会的勢力排除に対する取り組みの状況)

お客様との契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
流 動 資 産	1,779,980	負 債 の 部	
現 金 及 び 預 金	630,402	流 動 負 債	554,221
受 取 手 形	160	買 掛 金	291,753
売 掛 金	432,296	短 期 借 入 金	50,000
商 品	334,303	1年内返済予定の長期借入金	17,220
仕 掛 品	125,881	未 払 法 人 税 等	16,040
貯 蔵 品	4,195	製 品 保 証 引 当 金	2,707
仕 掛 販 売 用 不 動 産	134,649	そ の 他	176,499
そ の 他	122,295	固 定 負 債	35,183
貸 倒 引 当 金	△4,205	長 期 借 入 金	29,315
固 定 資 産	1,442,540	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,488
有 形 固 定 資 産	1,054,906	そ の 他	3,379
建 物	31,897	負 債 合 計	589,405
機 械 及 び 装 置	704,053	純 資 産 の 部	
工 具、器 具 及 び 備 品	30,863	株 主 資 本	2,609,340
土 地	288,000	資 本 金	2,777,882
そ の 他	92	資 本 剩 余 金	1,390,548
無 形 固 定 資 産	56,501	利 益 剩 余 金	△1,447,113
ソ フ ト ウ エ ア	38,675	自 己 株 式	△111,977
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	14,360	新 株 予 約 権	23,775
そ の 他	3,465	純 資 産 合 計	2,633,115
投 資 其 他 の 資 産	331,131	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,222,520
投 資 有 価 証 券	2,072		
其 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券	117,343		
差 入 保 証 金	202,106		
長 期 滞 留 債 権	97,126		
そ の 他	9,609		
貸 倒 引 当 金	△97,126		
資 産 合 計	3,222,520		

連結損益計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

売 上 高		3,431,612
売 上 原 価		2,838,993
売 上 総 利 益		592,618
販売費及び一般管理費		857,491
営 業 損 失		264,873
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,007	
受 取 配 当 金	150	
解 約 手 付 金 収 入	11,000	
債 務 免 除 益	2,916	
そ の 他	1,830	19,904
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,952	
支 払 手 数 料	15,905	
新 株 予 約 権 発 行 費	11,388	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,020	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	29,700	
そ の 他	11,571	71,537
経 常 損 失		316,506
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	312	
本 社 移 転 費 用	18,996	19,308
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		335,814
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5,698
当 期 純 損 失		341,513
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		341,513

連結株主資本等 変動計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,624,632	1,237,298	△668,600	△111,977	3,081,353
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	153,250	153,250			306,500
親会社株主に 帰属する当期純損失			△341,513		△341,513
持分法適用会社の増加に伴う 利益剰余金減少高			△436,999		△436,999
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	153,250	153,250	△778,513	—	△472,013
当 期 末 残 高	2,777,882	1,390,548	△1,447,113	△111,977	2,609,340

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	—	3,081,353
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		306,500
親会社株主に 帰属する当期純損失		△341,513
持分法適用会社の増加に伴う 利益剰余金減少高		△436,999
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23,775	23,775
当 期 変 動 額 合 計	23,775	△448,238
当 期 末 残 高	23,775	2,633,115

貸借対照表 (2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,776,557	負債の部	
現金及び預金	621,599	流動負債	551,886
受取手形	160	買掛金	291,753
売掛金	432,296	短期借入金	50,000
商品	334,303	1年内返済予定の長期借入金	17,220
仕掛品	125,881	未払法人税等	15,980
貯蔵品	747	1年内返済予定の長期割賦未払金	4,055
仕掛販売用不動産	134,649	製品保証引当金	2,707
未収還付法人税等	30	その他	170,168
前渡金	10,388	固定負債	35,183
その他	120,704	長期借入金	29,315
貸倒引当金	△4,205	退職給付引当金	2,488
固定資産	1,454,252	長期割賦未払金	3,379
有形固定資産	1,048,362	負債合計	587,070
建物	31,290	純資産の部	
機械及び装置	704,053	株主資本	2,619,964
工具、器具及び備品	24,925	資本金	2,777,882
土地	288,000	資本剰余金	1,390,548
その他	92	資本準備金	1,390,548
無形固定資産	56,501	利益剰余金	△1,436,488
ソフトウェア	38,675	その他利益剰余金	△1,436,488
その他	17,826	繰越利益剰余金	△1,436,488
投資その他の資産	349,388	自己株式	△111,977
関係会社株式	20,300	新株予約権	23,775
その他の関係会社有価証券	117,343	純資産合計	2,643,739
差入保証金	200,362	負債及び純資産合計	3,230,810
長期前払費用	9,599		
長期滞留債権	253,334		
その他	1,782		
貸倒引当金	△253,334		
資産合計	3,230,810		

損益計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

売 上 高		3,431,612
売 上 原 価		2,838,993
売 上 総 利 益		592,618
販売費及び一般管理費		848,432
営 業 損 失		255,814
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,013	
受 取 配 当 金	150	
解 約 手 付 金 収 入	11,000	
債 務 免 除 益	2,916	
そ の 他	3,330	21,410
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,952	
為 替 差 損	2,259	
支 払 手 数 料	15,905	
株 式 交 付 費	6,911	
新 株 予 約 権 発 行 費	11,388	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,020	
そ の 他	2,400	41,837
経 常 損 失		276,241
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	312	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	29,700	
本 社 移 転 費 用	18,996	49,008
税 引 前 当 期 純 損 失		325,250
法人税、住民税及び事業税		5,638
当 期 純 損 失		330,888

株主資本等 変動計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	2,624,632	1,237,298	1,237,298	△1,105,600	△1,105,600
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	153,250	153,250	153,250		
当 期 純 損 失				△330,888	△330,888
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	153,250	153,250	153,250	△330,888	△330,888
当 期 末 残 高	2,777,882	1,390,548	1,390,548	△1,436,488	△1,436,488

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△111,977	2,644,353	—	2,644,353
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		306,500		306,500
当 期 純 損 失		△330,888		△330,888
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			23,775	23,775
当 期 変 動 額 合 計	—	△24,388	23,775	△613
当 期 末 残 高	△111,977	2,619,964	23,775	2,643,739

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月17日

株式会社イメージ ワン
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤井 幸雄
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 酒井 俊輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イメージ ワンの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イメージ ワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月17日

株式会社イメージ ワン
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤井 幸雄
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 酒井 俊輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イメージ ワンの2021年10月1日から2022年9月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月22日

株式会社イメージワン 監査等委員会

監査等委員 水谷 啓吾 ㊟

監査等委員 三橋 信一郎 ㊟

監査等委員 市橋 卓 ㊟

(注) 監査等委員水谷啓吾、三橋信一郎、市橋卓は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は「ヘルスケアソリューション事業」および「地球環境ソリューション事業」の新たな取組みおよび拡充を柔軟かつ機動的に行えるように備えるため、現行の定款における第2条（目的）について一部追加、変更を行うものであります。
- (2) 当社の発行可能株式総数は、14,000,000株ですが、2022年9月30日現在の発行済株式数は、10,803,600株であり、第11回新株予約権（1,500,000株）および第12回新株予約権（1,500,000株）を含めると13,803,600株となる見込みであります。当社株式の今後の流動性の向上および将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策のため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を現行14,000,000株から40,000,000株に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～6 (条文省略)</p> <p>7 医薬品、医薬部外品、化粧品の開発、製造および販売</p> <p>8～12 (条文省略)</p> <p>13 <u>住宅の増改築および住宅リフォームの販売</u></p> <p>14 家具、什器備品、インテリア用品、日用品雑貨の企画、開発および販売</p> <p>15 古物の仕入および販売、レンタル、古物の売買の媒介、取次および代理、古物の修理・整備・解体、古物の保管業務およびこれらに付随する<u>事業</u></p> <p>16～18 (条文省略)</p> <p>19 <u>前各号に関連ならびに付帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>14,000,000株</u>とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～6 (現行どおり)</p> <p>7 医薬品、医薬部外品、<u>臨床検査試薬</u>、化粧品、化学薬品、動物用医薬品、健康食品・飲料の開発、製造、販売および輸出入</p> <p>8～12 (現行どおり)</p> <p>13 <u>建築工事、土木工事および設備工場の請負、施工および監理業務</u></p> <p>14 <u>建築用資材、土木建築用資材</u>、家具、什器備品、インテリア用品、日用品雑貨の企画、開発および製造販売</p> <p>15 古物の仕入および販売、レンタル、古物の売買の媒介、取次および代理、古物の修理・整備・解体、古物の保管業務およびこれらに付随する<u>業務</u></p> <p>16～18 (現行どおり)</p> <p>19 <u>介護保険法に基づく訪問看護業務および訪問介護業務</u></p> <p>20 <u>健康保険法に基づく訪問看護業務および訪問介護業務</u></p> <p>21 <u>医療に関する臨床検査および公衆衛生に関する各種検査の受託業務</u></p> <p>22 <u>コールセンター業務</u></p> <p>23 <u>前各号に関連ならびに付帯する一切の業務</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>40,000,000株</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p> <p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 削 除 ＞</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>1. 定款第16条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役全員(監査等委員である取締役を除く。)6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役(監査等委員である取締役を除き、社外取締役1名を含む。)6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者(監査等委員である取締役を除く。)は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しまおか じゅん 島岡潤 (1979年9月8日生) [再任]	1998年4月 KFKサービス株式会社入社 2000年4月 株式会社海宝入社 2004年2月 有限会社ファールアウト代表取締役就任 2007年7月 株式会社ファールアウト代表取締役就任 2019年9月 ジャパンヘルスケアサービス株式会社代表取締役就任 2021年10月 同 同社取締役就任(現任) 株式会社ファールアウト取締役就任(現任) 2021年12月 当社代表取締役社長ESG事業部長 2022年4月 当社代表取締役社長ヘルスケアソリューション事業部長(現任)	一株
2	やまかわ たろう 山川太郎 (1966年1月21日生) [新任]	1989年10月 米国法人サンワインターナショナル(ニューヨーク)代表取締役副社長 1999年9月 シダックスフードサービス株式会社(現シダックス(株))社長室付 2019年8月 CROSS EDUCATION株式会社取締役就任 2020年2月 株式会社マーキュリー(現マーキュリーリアルテックイノベーター)コーポレートアドバイザー就任 2021年11月 当社入社 執行役員(現任)	一株
3	おおの まさひろ 大野雅弘 (1967年1月10日生) [新任]	1989年4月 株式会社第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行)入行 1995年1月 同行香港支店 2004年1月 株式会社みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行)福岡営業部 2008年10月 同行東京法人営業部次長 2013年10月 株式会社みずほ銀行名古屋営業部副部長 2016年1月 株式会社F-Power入社 2022年6月 当社入社 執行役員管理部長(現任)	一株
4	かわくら あゆむ 川倉歩 (1969年3月1日生) [再任]	1994年4月 株式会社因幡電機製作所入社 2008年4月 株式会社Golden Spoon Japan(現(株)Golden Spoon Traditional)入社 2013年2月 株式会社ジェンス代表取締役就任(現任) 2018年12月 当社取締役(現任)	4,545株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	なか がわ ひろし 中川 宏 (1947年3月5日生) [新任]	1969年4月 三井物産株式会社入社 1972年10月 米国三井物産株式会社シアトル支店 1974年5月 三井物産株式会社鉄鋼貿易第一部 1981年1月 同社ロンドン支店 1987年2月 同社開発建設部門プロジェクト推進部 1997年4月 同社開発建設住宅本部情報・プロジェクト資材室長 2002年5月 エヌコンサルティング株式会社設立取締役会長就任 2015年4月 エヌコンサルティング株式会社代表取締役社長就任(現任) 2022年7月 当社特別顧問就任(現任)	一株
6	みつ はし しんいちろう 三橋 信一郎 (1948年5月27日生) [新任][社外][独立]	1971年4月 株式会社日本勧業銀行(現㈱みずほ銀行) 入行 1978年9月 ペンシルベニア大学院ウォートンスクールMBA取得 1992年10月 株式会社第一勧業銀行(現㈱みずほ銀行) インドネシア現地法人社長 1994年4月 同行台北支店支店長 1997年4月 同行取締役就任 香港支店長 1999年4月 株式会社ハート商事代表取締役社長就任 2003年4月 ペンタックス株式会社(現HOYA㈱) 常務取締役CFO就任 2006年4月 株式会社クロノス 代表取締役就任 2013年4月 株式会社野ばらコンサルティング設立、同社代表取締役社長就任(現任) 2019年4月 インテグラス株式会社顧問就任(現任) 2021年12月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 三橋信一郎氏は、社外取締役候補者であり、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。
3. 山川太郎氏は、2021年11月に当社に入社し、これまでの海外・国内における事業会社での経営面における幅広い経験および知識を有していることから経営全般の業務に携わってきております。今後においても海外事業を含め、経営全般に資するところが大きいと判断し、候補者としております。
4. 大野雅弘氏は、2022年6月に当社に入社し、大手金融機関における長年の業務経験、事業会社での管理業務経験を活かした業務に携わってきております。今後も金融、財務、内部統制、マネジメント全般に関する豊富な知識・経験を活かした、管理部門全体の強化が図れるものと判断し、候補者としております。
5. 中川宏氏は、これまでの大手商社における幅広い海外事業等の経験、豊富な知識を有しており、今後の当社の海外事業を含む経営方針に関する適切な助言等を受けることが期待できるため、経営全般に資するところが大きいと判断し、候補者としております。
6. 三橋信一郎氏は、本総会終結まで当社監査等委員として従事されております。同氏は、大手金融機関における長年の経営に関する経験、その後は企業経営者としての豊富な経験と多岐にわたり高い見識を有しております。同氏の豊富な知識・経験を活かした、取締役会等の重要な会議での助言や業務執行に対して適切な監視を行えるものと判断し、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 三橋信一郎氏は、現在当社の監査等委員である取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 「所有する当社の株式数」については、役員持株会における持分を含めております。
10. 当社は、三橋信一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各取締役候補者の選任が承認されますと、独立役員として届け出予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役の水谷啓吾氏および三橋信一郎氏が辞任されますので、新たに監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、新たに選任される監査等委員である取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おか やま めぐみ 岡山 愛 (1968年9月18日生) [新任][社外][独立]	1991年4月 株式会社大信販(現㈱アプラス)入社 1992年4月 スイス銀証券会社(現UBSアセット・マネジメント㈱)入社 1998年4月 HSBC証券会社入社 2007年2月 ABNアムロ証券会社入社 2008年7月 RBS証券会社へ転籍 2013年4月 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券㈱)入社 2017年6月 株式会社ファールアウト入社 IFA事業部 内部管理責任者(現任) 当社取締役就任(現任)	一株
2	たいら よし あき 平 善 昭 (1963年8月6日生) [新任][社外][独立]	1986年10月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1990年3月 公認会計士登録 1995年8月 平公認会計士事務所開設(現任) 1995年10月 税理士登録 2002年10月 税理士法人早川・平会計代表社員(現任) 2008年4月 医療法人社団公德会(現社会医療法人公德会) 監事 2012年10月 行政書士登録 2016年3月 フィッシュ東京株式会社(現サーモンヒルズ株式会社) 監査役(現任)	一株

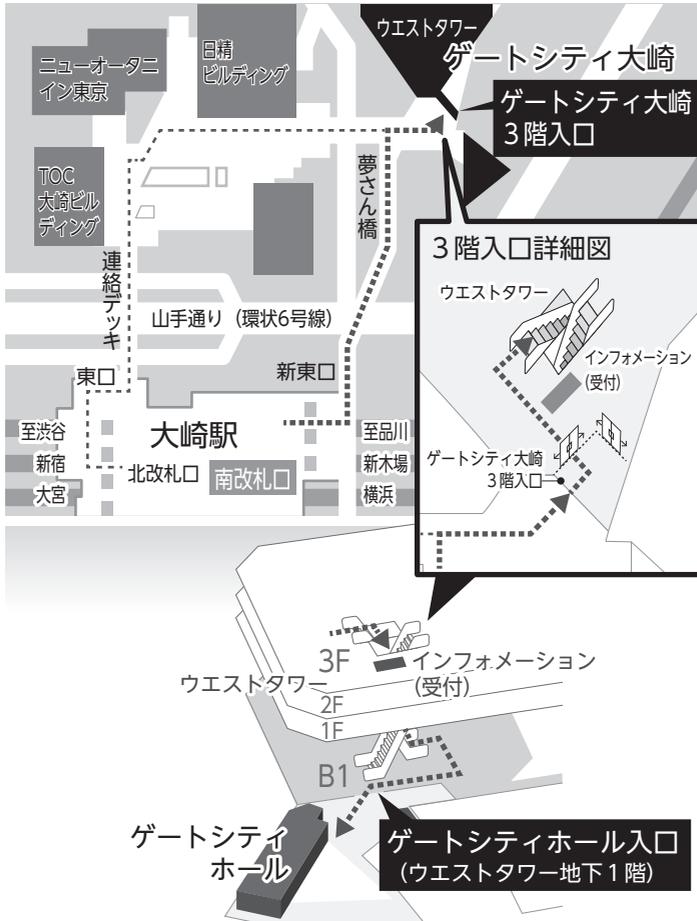
- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2. 岡山愛氏および平善昭氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 岡山愛氏は、本總會終結まで当社社外取締役として従事されております。同氏は証券会社および事業会社での幅広い経験を有しております。同氏はグローバルに精通した経験を有しており、当社においてもグローバルの視点からも有用な助言や指導を受けられることを期待しております。各分野での長年にわたり得られた知識・経験を活かし、当社の経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できることから、選任をお願いするものであります。
 4. 岡山愛氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は、本總會終結の時をもって1年であります。
 5. 平善昭氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 6. 各氏の選任が承認された場合には、改めて会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 各取締役候補者の選任が承認されますと、独立役員として届け出予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎
ゲートシティホール ルームC
(ウエストタワー地下1階)
TEL (03) 5496-5311



●交通機関

JR山手線・湘南新宿ライン・埼京線・りんかい線
「大崎駅」南口改札 (新東口)：徒歩1分